

# 重要事項説明書

この書面では、国内旅行傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

## → 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

## → 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」は弊社ホームページのWeb約款でご確認いただけます。
- この保険では、紙による保険証券の発行は行っておりません。保険証券の代わりにご契約後に「マイページ」で表示される「ご契約内容確認書」を印刷のうえ、旅行に携帯してください。

## しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載されています。

## 保険用語のご説明

しおり

この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご参照ください。

### こ ご契約者(保険契約者)

ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

### た 他の保険契約等

傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

### と 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

### ひ 被保険者

ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。

### ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

### ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

### 保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

### 保険料

ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。



# 契約締結前におけるご確認事項



## ① 商品の仕組み

この保険は、国内旅行中に被保険者がケガをされたとき、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。

→ 契約概要

しおり

● 普通保険約款・特約一覧表

### 基本となる補償と自動セットの特約

ケガの補償注

死亡

後遺障害

入院

手術

その他の補償

救援者費用等

救援者費用等補償特約 (自動セット)

その他

国内旅行傷害保険特約 (自動セット)

国内旅行傷害保険追加特約 (自動セット)

インターネット等による通信販売に関する特約 (自動セット)

クレジットカードによる保険料支払に関する特約 (自動セット)

保険証券等の不発行に関する特約 (自動セット)

変更届出書面省略に関する特約 (自動セット)

戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)

#### [注]

この保険には、「死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみ」の支払特約が自動的にセットされているため、通院の補償はありません。

## ② 基本となる補償および被保険者の範囲等

### ① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ</li> <li>・無免許運転、酒気帯び運転によるケガ</li> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</li> <li>・妊娠、出産、流産、外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ</li> <li>・戦争、内乱、暴動などによるケガ【注1】</li> <li>・「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ</li> <li>・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど</li> </ul>
後遺障害 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	
入院 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合	
手術 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合	
救護者 費用等 保険金	国内旅行行程中に ①被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合	

補償の対象とならない運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山岳登山【注2】、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機【注3】操縦【注4】、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機【注5】搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</li> <li>■競技目的で自動車等【注6】、オートバイ、モーターボート【注7】、ゴーカート、スノーモービル等の運転</li> </ul>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【注2】ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

【注3】グライダーおよび飛行船を除きます。

【注4】職務として操縦する場合を除きます。

【注5】モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

【注6】自動車または原動機付自転車をいいます。

【注7】水上バイクを含みます。

### ② 被保険者の範囲

- ①契約申込画面にて、被保険者として入力された方
- ②保険始期日時点で満69才以下の方

### ③ 保険金額の設定

保険金額の設定にあたっては、次のa～cにご注意ください。

- a. お客様が実際にご契約する保険金額については、契約申込画面の保険金額欄でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるようご注意ください。
- c. 次に該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき、1,000万円ですのでご注意ください。

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

【注1】「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。

→ 契約概要

被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15才未満の場合

## ④ 保険期間および補償の開始・終了時期等

保 険 期 間	旅行期間に合わせて設定してください。旅行期間が30日超となるご契約はできません。
補 償 の 開 始	保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間開始後であっても旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。【注8】
補 償 の 終 了	保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中でなくても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
保険期間の延長	<p>保険期間の延長は行えません。ただし、主に次の場合には、保険期間の終期から自動的に最大48時間延長されます。</p> <p>①被保険者が乗客として搭乗している交通機関【注9】または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束</p> <p>②被保険者が誘拐されたこと。</p> <p>③被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関【注9】のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休</p> <p>④交通機関【注9】の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能</p> <p>⑤被保険者が治療を受けたこと。</p> <p>⑥被保険者の同行家族【注10】または同行予約者【注11】が入院したこと。</p>

## ③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料決定の仕組み

保険料は保険金額・保険期間により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、契約申込画面の保険料欄をご確認ください。

### ② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、弊社の指定するクレジットカードによるクレジットカード一括払に限りません。

### ④ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

#### 【注8】

保険期間の初日にご契約された場合、旅行行程開始後であってもご契約前に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。

#### 【注9】

航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

#### 【注10】

被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚【注12】の子をいいます。

#### 【注11】

被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

#### 【注12】

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

→ 契約概要

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

→ 契約概要



# 契約締結時におけるご注意事項



## 1 告知義務(契約申込画面の入力上の注意事項)

ご契約者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、契約申込画面のうち「告知事項」と表示されている項目のことです。この項目が事実と異なる場合、または事実を入力しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約申込画面への入力内容を必ずご確認ください。

### ■告知事項

- ①被保険者の生年月日(保険始期日時点の年齢)
- ②旅行行程中の運動<sup>[注]</sup>
- ③お申込み時点のケガの有無
- ④同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- ⑤過去の保険金の請求歴
- ⑥契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となることの同意

→注意喚起情報

### [注]

運動については、3ページの「補償の対象とならない運動」をご確認ください。

## 2 その他の確認事項

日本国外に在住している、または日本国外から契約申込画面にアクセスしている方はこの保険をご契約できません。

## 3 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

この保険は、「通信販売により申し込まれた契約」となるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

→注意喚起情報

## 4 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

→注意喚起情報



# 契約締結後におけるご注意事項



## 1 通知義務等

この保険には、通知義務はありません。

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。
  - ア. ご契約者の住所が変更となった場合
  - イ. 契約条件を変更する場合

→注意喚起情報

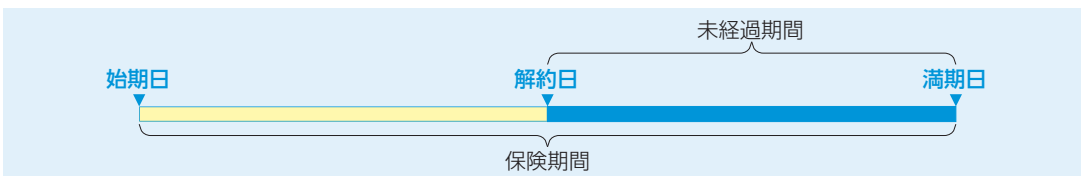
## 2 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、「マイページ」からお手続きいただくか、取扱代理店または弊社にすみやかに申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

→契約概要

→注意喚起情報



## 3 被保険者からの解約

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

→注意喚起情報



# その他ご留意いただきたいこと

## ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

→注意喚起情報

## ② 保険会社破綻時等の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、次のとおり補償されます。

①保険期間が1年以内の場合には、保険金、解約返れい金等の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

②保険期間が1年を超える場合には、保険金、解約返れい金等の90%までが補償されます。主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されている契約については、90%を下回ることがあります。

→注意喚起情報

## ③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しましては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からもご覧いただけます。

→注意喚起情報

## ④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◆被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

## ⑤ ご契約が無効となる場合

ご契約の際、次の事実がある場合は、保険契約は無効となりますのでご注意ください。

- ①ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。
- ②ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、法廷相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき。

## ⑥ ご契約が取消となる場合

ご契約締結時に、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による詐欺または脅迫の行為があった場合、弊社は保険契約を取り消すことができます。

## ⑦ 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、以下の書類等をご提出いただく場合があります。

- 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

## 8 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類等)をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 〈代理請求できる方の範囲〉

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者 **[注]**
- ②①の方がいない場合または①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③①および②の方がいない場合または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 **[注]**または②以外の3親等内の親族

### **[注]**

法律上の配偶者に限ります。

## 個人情報のお取扱いについて

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- (2) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- (1) 前記1.において、弊社の提携先企業への提供
- (2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供

(3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用

- ① この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
- ② 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。  
※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供

4. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

楽天損害保険株式会社

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は  
お客様相談センター



**0120-115-603**

- 受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

事故の受付は  
「楽天損保あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ  
楽天損保あんしんダイヤル



**0120-120-555**

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

弊社との間で問題を解決できない場合には **→注意喚起情報**  
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



**0570-022808** (有料)

- 受付時間:平日午前9時15分～午後5時  
[全国共通] (土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>